

藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民による自主的、主体的な地域づくり及び地域の課題解決を図るため、市民活躍まちづくり事業を実施する市民団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「市民団体」とは、次の各号に掲げる要件の全てに該当する団体とする。

- (1) 市内に事務所を置き、主として市内で市民活動を行っていること又は今後市内で市民活動を行う計画があること。
- (2) 代表者を含め5人以上の構成員で組織していること。
- (3) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。
- (4) 政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的としないこと。

2 この要綱において「市民活躍まちづくり事業」とは、藤枝市内で実施される次に掲げる事業をいう。

- (1) 市民が受益者となり得る公益的事業
- (2) 地域課題の解決や住民ニーズの実現が図られる事業
- (3) 藤枝市総合計画施策に沿って提案された事業
- (4) 市民団体の特性を発揮し、先駆的で新たな視点からの取組である事業

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、藤枝市市民活躍まちづくり事業補助制度審査会設置要綱（平成22年藤枝市告示第238号）に基づく審査会において採択された市民活躍まちづくり事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) スタート事業（設立5年未満の市民団体の、自立を促進すること又は活動を発展させることを目的に行う事業をいう。）
- (2) ジャンプアップ事業（前号の事業についてこの要綱に基づく補助金の交付を受けた市民団体又は設立5年以上の市民団体が、活動を発展させることを目的に行う事業をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、当該事業について藤枝市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金を受けているものについては、この要綱に基づく補助金を交付しないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、市民活躍まちづくり事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費

(補助額等)

第5条 補助額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する事業 補助対象経費の3分の2以内とし、10万円を限度とする。
- (2) 第3条第1項第2号に規定する事業 補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の交付回数は、一の団体につき3回までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 資金状況調(第4号様式。概算払の承認申請をする場合に限る。)
- (4) 団体の規約
- (5) 構成員の名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を得ようとする場合には、交付申請の際併せて申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

(交付の条件)

第8条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第7号様式）
- (3) 変更資金状況調べ（第4号様式。概算払の変更承認を得ようとする場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第8号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第9号様式）に次に掲げ

る書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業内容報告書
- (2) 収支決算書（第7号様式）
- (3) 補助対象経費の支出が確認できる書類（領収書の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（請求）

第12条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第11号様式）を提出しなければならない。

2 市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書（第11号様式）により補助金の交付を請求することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成18年藤枝市告示第82号）

（施行期日等）

1 この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

（岡部町の編入に伴う経過措置）

2 編入前の岡部町の区域におけるまちづくり推進活動事業に関する取扱いについては、平成21年3月31日までの間は、この告示の規定にかかわらず、まちづくり推進活動事業費補助金交付要綱（平成18年岡部町告示第22号）の例による。

3 編入前の岡部町のまちづくり推進活動事業費補助金交付要綱（平成18年岡部町告示第22号）第2条第1項第1号に規定するまちづくり推進活動事業は、この要綱第4条第2号に規定する活動推進支援事業とみなす。

附 則（平成19年藤枝市告示第21号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年藤枝市告示第160号）

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成 21 年藤枝市告示第 20 号）

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年藤枝市告示第 237 号）

この告示は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年藤枝市告示第 90 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年藤枝市告示第 54 号）

1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前に改正前の藤枝市まちづくり総合事業補助金交付要綱により取り扱った書類は、改正前の藤枝市まちづくり総合事業補助金交付要綱の相当する様式により取り扱った書類とみなす。

附 則（平成 31 年藤枝市告示第 149 号）

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前に改正前の藤枝市まちづくり総合事業補助金交付要綱により取り扱った書類は、改正前の藤枝市まちづくり総合事業補助金交付要綱の相当する様式により取り扱った書類とみなす。

3 補助回数の算出に当たり、改正前の藤枝市まちづくり総合事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 1 号に規定する活動育成支援補助及び第 2 号に規定する活動推進支援補助は、この要綱第 4 条第 1 項第 1 号に規定する活動推進支援補助とみなし、改正前の同要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する活動拡大支援補助は、この要綱第 4 条第 1 項第 2 号に規定する活動拡大支援補助とみなす。

附 則（令和 2 年 9 月 23 日告示第 246 号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱の規定により行われた手続は、この告示による改正後の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱の規定により行われた手続とみなす。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日告示第 26 号）

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付

要綱の規定により行われた手続は、この告示による改正後の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱の規定により行われた手続とみなす。

- 3 補助回数の算出に当たり、改正前の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱の第4条第1項第1号に規定する活動推進支援補助は、改正後の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱の第3条第1項第1号に規定するスタート事業とみなす。

附 則（令和 年 月 日告示第 号）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱の規定により行われた手続は、この告示による改正後の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱の規定により行われた手続とみなす。
- 3 補助回数の算出に当たり、改正前の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱の第3条第1項第1号から第4号に規定する事業は、改正後の藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱の第3条第1項第1号に規定するスタート事業とみなし、改正前の同要綱第3条第1項第5号に規定する活動拡大事業は、この要綱第3条第1項第2号に規定するジャンプアップ事業とみなす。

第 1 号様式（第 6 条関係）

藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

年度において、藤枝市市民活躍まちづくり事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 事業名

(2) 金額 円

(3) 目的

2 概算払の承認申請

(1) 時期

(2) 金額 円

(3) 理由

第2号様式（第6条、第9条関係）

事業計画書（当初・変更）

現状の課題		
事業の目的及び効果		
事業の内容		
事業の特長	公益性	
	地域 貢献性	
	その他	
自己目標		

備考「事業の内容」欄には、事業の日時や場所、具体的な内容、参加者や実施体制などを詳細に記載してください。

収支予算書

【収入】

科 目	金 額	内 訳
合 計		

【支出】

科 目	金 額		内 訳
	事業に要する経費	補助対象となる経費	
合 計			

第 4 号様式（第 6 条、第 9 条関係）

資金状況調べ（変更）

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注） 未経過の月分については、見込額を計上して下さい。
 当該事業のみの資金状況を記入して下さい。

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市市民活躍まちづくり事業
補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 概算払の承認

(1) 時 期

(2) 金 額 円

3 条 件

藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金交付要綱を遵守すること

藤枝市市民活躍まちづくり事業計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市市民活躍まちづくり事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

4 概算払の変更承認申請

- | | |
|--------|---|
| (1) 時期 | |
| (2) 金額 | 円 |
| (3) 理由 | |

収支決算書（変更収支予算書）

【収入】

科 目	決算額（変更予算額）	予算額	備考
	円	円	
合 計			

【支出】

科 目	事業に要する経費		補助対象となる経費		備考
	決算額 (変更予算額)	予算額	決算額 (変更予算額)	予算額	
合 計					

藤枝市市民活躍まちづくり事業計画変更承認書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市市民活躍まちづくり事業
の事業計画の変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

3 概算払の変更承認

- | | |
|--------|---|
| (1) 時期 | |
| (2) 金額 | 円 |
| (3) 理由 | |

実 績 報 告 書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝市市民活躍まちづくり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類（事業の内容・参加人数・成果等がわかるもの）

- ・事業内容報告書（別様式）
- ・詳細書（別様式。クラウドファンディングの場合のみ）
- ・事業記録（チラシ・写真等）
- ・支出が確認できる書類（領収書の写し等）
- ・成果品
- ・アンケート結果 等

第 1 0 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

印

補助金の交付について（確定）

年 月 日付け 第 号により決定した 年度藤枝市
市民活躍まちづくり事業補助金について、次のとおり確定します。

補助金交付確定額 円

（補助金交付決定額 円）

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた藤枝市市民活躍まちづくり事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

所在地

名称

代表者名

印

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

ふりがな

口座名義